

◎基本目標 3 健全な生活環境の中で暮らしアップ

○基本施策 3-1 大気環境の保全

●施策 3-1-1 大気汚染の防止

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成 26 年度 基準	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 現状・評価	令和 7 年度 目標	担当課
一般環境大気 測定局基準適 合率	二酸化硫黄	100%	100%	100% 評価：◎	100%	環境課
	二酸化窒素	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	浮遊粒子状物 質	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
光化学スモッグ注意報 発令回数		1 回	1 回	0 回 評価：◎	0 回	
自動車排出 ガス測定局 基準適合率※1	二酸化窒素	100%	—%	—% 評価：—	100%	
	浮遊粒子状 物質	99.9%	—%	—% 評価：—	100%	
工場・事業所のばい煙の 規制基準の適合率		90.0%	100%	95% 評価：▲	100%	
排ガス・ばい煙の状況が良いと 感じる市民の割合 ※2		70.9%	77.3%	49.4% 評価：▲	76.0%	

※1 栃木県により設置・測定を行っていた自動車排ガス測定局は令和 3 年度をもって廃止となった

※2 令和 7 年度市民意向調査による（対象者 1,265 名） 令和 7 年度は「満足度（排ガス・ばい煙などの大気の状態のよさ）」の割合（やや満足・満足）を掲載

【施策の展開状況】

- 大気測定結果から大気汚染に関わる環境基準の達成状況を把握し、大気汚染の防止を図ります。
 - 栃木県が、市内 2 ヶ所（市役所屋上、真岡消防署真岡西分署）で、「環境基本法」で定める 5 物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）と「ダイオキシン等対策特別措置法」で定めるダイオキシン類について測定をしています。「環境基本法」で定める環境基準の達成状況は別表 J のとおりで、県内の平均的な状況でした。
- 工場・事業所との公害防止協定に基づきばい煙を測定し、排出基準の遵守の指導、啓発を行います。
 - 3 工場で延べ 5 回、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物、塩化水素、フッ素について測定しました。排出基準適合率は、95%（19/20 項目）でした。

・光化学スモッグの発生について、栃木県の注意報・警報に基づき、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、病院等への周知を行います。

☛ 栃木県は「栃木県光化学スモッグ対策要綱」により注意報発令等の業務を行っており、本市でも「真岡市光化学スモッグ対策要領」を定め、学校等に通報する体制を整えています。
令和 6 年度は光化学スモッグの発生について、注意報・警報は発令されませんでした。

・微小粒子状物質（PM2.5）について、栃木県の注意喚起情報に基づき、防災行政無線で市民に周知を行います。

☛ 市役所屋上で、平成 23 年 10 月から常時監視を実施しています。県内で日平均値が 1 立方メートルあたり 70 マイクログラムを超えると予想される場合、栃木県が注意喚起情報を出すことになっています。令和 6 年度は、注意喚起情報は発令されませんでした。

・野外焼却防止の啓発や指導の強化を図ります。

☛ 施策 1-1-2 参照

・公共交通ネットワークの整備推進、並びに公共交通機関の利用促進を図ります。

☛ 施策 1-3-1 参照

・市役所においては、電気自動車やハイブリット車等の導入に努めます。

☛ 令和 6 年度はエコカーの購入はありませんでした。

市役所におけるエコカー保有台数 電気自動車：2 台、ハイブリット自動車：4 台

J. 大気汚染にかかる環境基準達成状況（令和 5 年度）

測定場所（市内 2 ヶ所で測定、監視）	測定項目	測定結果（達成状況）		県内達成率%
真岡市役所屋上 （一般環境大気測定局）	二酸化硫黄	長期的評価	○	100% (7/7 箇所)
		短期的評価	○	100% (7/7 箇所)
	二酸化窒素	長期的評価	○	100% (15/15 箇所)
	光化学オキシダント	短期的評価	×	0% (0/20 箇所)
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	100% (18/18 箇所)
		短期的評価	○	100% (18/18 箇所)
	微小粒子状物質	長期的評価	○	100% (11/11 箇所)
		短期的評価	○	100% (11/11 箇所)
真岡消防署真岡西分署 （有害大気汚染物質調査地点）	ダイオキシン類	年平均値による評価	○	100% (9/9 箇所)

・長期的評価：1 年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で行う評価

・短期的評価：短時間（1 時間や 1 日）の測定結果について行う評価

・○は環境基準達成、×は非達成を示します。

・栃木県により設置・測定を行っていた自動車排ガス測定局は令和 3 年度をもって廃止となった

《栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 5 年度）より》

◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らしアップ

○基本施策3-2 水、土壌・地盤環境の保全

●施策3-2-1 水質汚濁の防止

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成26年度 基準	令和5年度 実績	令和6年度 現状・評価	令和7年度 目標	担当課
生活排水処理普及率 ※1		80.7%	86.6%	87.2% 評価：○	87.9%	下水道課
河川水の環境基準適合率	健康項目	100%	100%	100% 評価：◎	100%	環境課
	生活環境項目	79.8%	95.6%	92.1% 評価：▲	100%	
工場・事業所排出水の規制基準の適合率		99.2%	99.6%	98.9% 評価：▲	100%	
河川の水質が良いと感じる市民の割合 ※2		63.7%	71.3%	46.9% 評価：▲	72.0%	

※1 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた普及率

※2 令和7年度市民意向調査による(対象者1,265名) 令和7年度は「満足度(河川水質・騒音・臭気などの生活環境)」の割合(やや満足・満足)を掲載

【施策の展開状況】

- ・河川水の水質に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
 - ☛ 「環境基本法」で定める環境基準の類型指定を受ける主要5河川(鬼怒川、小貝川、五行川、行屋川、江川)で調査を行いました。調査結果は、いずれの川も「人の健康の保護に関する基準(健康項目)」に適合し、「生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)」の適合率は別表Kのとおりで92%前後でした。調査結果の概要については、広報や市ホームページで公表しました。
- ・市街化区域及びその周辺においては、公共下水道の整備促進と接続利用の徹底を図ります。
 - ☛ 整備状況は、別表Lのとおりです。
- ・上記を除く区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、また、既設の農業集落排水施設の維持管理を行います。
 - ☛ 水洗化率は、別表Lのとおりです。
 - ☛ 合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しました。補助実績は別表Mのとおりです。

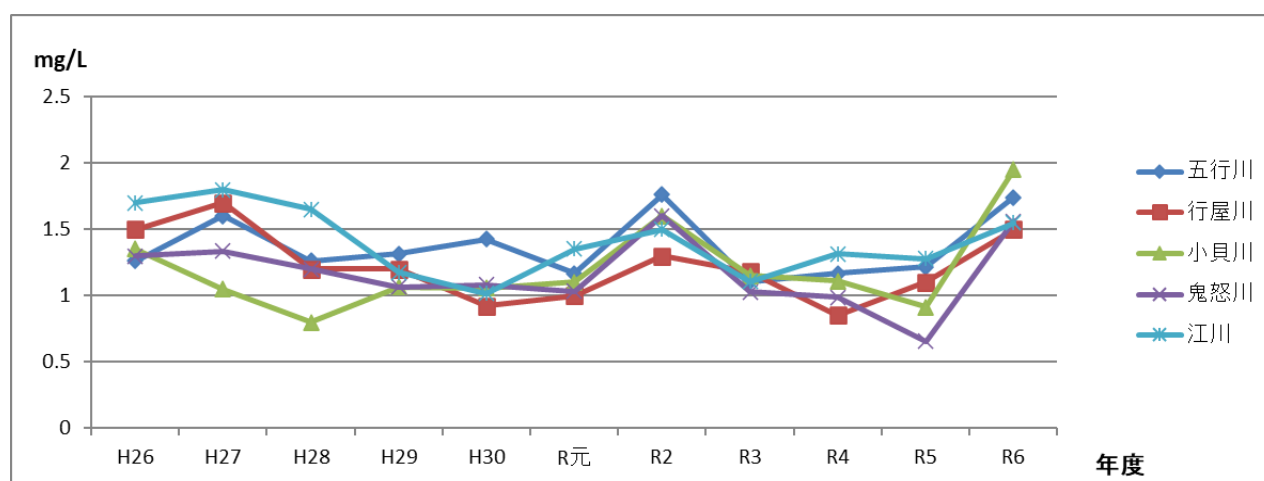
- ・企業との公害防止協定に基づき工場・事業所の排水を調査し、排出基準の遵守を指導します。
 - ☛ 公害防止協定を結ぶ44の工場・事業所の排水について、61の排水口で年1回、延べ分析項目数469項目について調査をしました。排水基準適合率は98.9% (464/469項目)、不適合項目は5項目 (延べ3社) で、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数が不適合でした。
 - ☛ 第1・4工業団地、第2工業団地、第5工業団地、大和田産業団地の4箇所の工業団地の総合排水について、毎月水質調査を実施しました。結果は別表Nのとおりでした。
- ・市内ゴルフ場で散布する農薬による河川等への影響について、農薬の使用状況に応じて調査を行います。
 - ☛ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」で示す農薬を、市内3ヶ所のゴルフ場で、使用状況に応じ調査しました。結果は、調査項目のすべてが指針値未満でした。
- ・芳賀地区広域行政事務組合が行っているし尿収集処理について、効率的な運営を促進します。
 - ☛ 令和6年度の真岡市のし尿収集件数9,811件、し尿処理量12,446kl

K. 主要河川における環境基準の適合状況

河 川 名	健康項目 (27 項目)		生活項目		
	調査方法	調査結果	類 型	調査方法	適合率
五 行 川	車橋 (年2回)	全て適合	A 類型	5 箇所 (月1回)	90.3% (271/300 項目)
行 屋 川	行屋新橋 (年2回)	全て適合	A 類型	1 箇所 (月1回)	96.7% (58/60 項目)
小 貝 川	三谷橋 (年2回)	全て適合	A 類型	2 箇所 (年6回)	90.0% (54/60 項目)
鬼 怒 川	鬼怒大橋 (年2回)	全て適合	A 類型	3 箇所 (年6回)	93.3% (84/90 項目)
江 川	江川大橋 (年2回)	全て適合	A 類型	2 箇所 (年6回)	96.7% (58/60 項目)

※ 調査箇所は次のとおり 五行川 …両国橋、妹内橋、湯前橋、車橋、桂橋 (計5箇所)
 行屋川 …行屋新橋 (1箇所)
 小貝川 …田野橋、三谷橋 (計2箇所)
 鬼怒川 …宮岡橋、鬼怒大橋、砂ヶ原橋 (計3箇所)
 江 川 …亀山橋、江川大橋 (計2箇所)

図1. 河川BODの経年変化



L. 真岡市の下水道事業の概要

① 公共下水道事業		真岡処理区	二宮処理区	計
全体計画面積	A	1,444.2 ha	231.0 ha	1,675.2 ha
事業認可面積	B	1,159.3 ha	164.8 ha	1,324.1 ha
整備済面積	C	1,112.0ha	160.1 ha	1,272.1 ha
整備率	C/A	77.0 %	69.3 %	75.9 %
行政人口	D	63,939 人	14,142 人	78,081 人
処理区域内人口	E	44,460 人	4,838 人	49,298 人
普及率	E/D	69.5 %	34.2 %	63.1 %
水洗化人口	F	43,970 人	3,922 人	47,892 人
水洗化率	F/E	98.9 %	81.1 %	97.1 %

② 農業集落排水事業		真岡地区	二宮地区	計
供用区域内人口	G	4,274 人	2,411 人	6,685 人
水洗化人口	H	3,998 人	2,253 人	6,251 人
水洗化率	H/G	93.5 %	93.4 %	93.5 %

③ 合併処理浄化槽		真岡地区	二宮地区	計
区域内人口 (D-E-G)	I	15,205 人	6,893 人	22,098 人
水洗化人口	J	9,205 人	2,907 人	12,112 人
水洗化率	J/I	60.5 %	42.2 %	54.8 %

④ 全 体		真岡地区	二宮地区	計
処理区域内人口 (E+G+J)	L	57,939 人	10,156 人	68,095 人
下水道(広義)普及率	L/D	90.6 %	71.8 %	87.2 %
水洗化人口 (F+H+J)	M	57,173 人	9,082 人	66,255 人
水洗化率	M/D	89.4 %	64.2 %	84.9 %

R7.3.31 現在

M. 合併処理浄化槽設置補助の件数 (令6年度実績)

人槽		真岡地区		二宮地区	
補助金額 (平成19年4月1日改正)		件数	延べ件数※	件数	延べ件数※
5人槽	補助額: 332 千円	32 基	767 基	10 基	206 基
7人槽	補助額: 414 千円	16 基	1,306 基	9 基	504 基
10人槽	補助額: 548 千円	1 基	383 基	0 基	125 基

※ 延べ件数は、昭和63年度からの数値

N. 工業団地総合排水調査結果

	健康項目適合率		生活項目適合率	
第1・第4工業団地排水口（第一排水口）	100%	100%	99.2%	99.6%
第2工業団地排水口（第二排水口）	100%		100%	
第5工業団地排水口（第五排水口）	100%		100%	
大和田産業団地排水口（北側）	100%		98.6%	
大和田産業団地排水口（南側）	100%		100%	

○基本施策 3-2 水、土壌・地盤環境の保全

●施策 3-2-2 地下水、土壌の汚染防止

【施策の展開状況】

- 地下水水質、土壌汚染に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
 - 栃木県が、「水質汚濁防止法」に基づき県内の地下水の水質汚濁状況を監視していますが、本市においても、より詳細に地下水の汚染状況を監視するため、市内を概ね 2km メッシュに分割し、その内 16 地点で水質調査を実施しています。令和 6 年度は、新たな地下水汚染は確認されませんでした。
 - 過去に地下水の汚染が確認された地域におけるモニタリング調査（継続監視調査）としては、有機塩素系化合物、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 つについて、栃木県と本市がそれぞれ独自に調査を行っています。その結果は別表 O・P・Qのとおりで、基準値超過の地域がまだ一部あります。
 - 土壌汚染の調査は、五行川の第 1・第 4 工業団地排水口周辺で、土壌と玄米の調査を行っています。調査箇所は、排水口より下流の大根田地区（A 地点：大根田橋付近）と石島地区（B 地点：石島大橋付近）と、比較対象として排水口上流の横田地区（C 地点：高畦橋付近）の 3 箇所で、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に指定される特定有害物質 3 項目（カドミウム、ひ素、銅）も、環境基準 26 項目も全て基準値以下でした。詳細は図 2 のとおりです。
- 減農薬や化学肥料の適正利用についての啓発を行います。
 - JA はが野・芳賀農業振興事務所等の関係機関と連携し、注意喚起を実施しました。
- 家畜ふん尿処理施設の整備を促進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
 - 施策 2-1-4 参照

- ・土砂の埋め立て等の適正処理の徹底を図ります。

☛ 有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染を防止するため、栃木県は平成 11 年 4 月に「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、3,000 m²以上の面積の埋立て等を許可制にしました。本市も、平成 12 年 6 月に「真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、500 以上 3,000 m²未満の土砂等の埋立て等を許可制にし、土砂等の埋立て等の適正処理を推進しました。

また、令和 7 年 4 月より栃木県において「宅地造成及び特定盛土規制法」による規制が開始されたことに伴い、土壌汚染防止に関する条例に改正を行っております。条例の主な内容は、埋立て等の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満の場合は、真岡市の条例による事前の届出が必要となります。

○. 有機塩素系化合物モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
松山市	トリクロロエチレン	0.0005 未満～0.0031	0.01	0.001 未満～0.01
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満～0.0068	0.01	0.0005 未満～ 0.014
	1, 1, 1 トリクロロエタン	0.001 未満	1.0	
	1, 2 ジクロロエチレン		0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.1	0.01 未満
	クロロエチレン		0.002	0.0002 未満
	四塩化炭素	0.0002 未満	0.002	
松山市 周辺地区	トリクロロエチレン	0.0005 未満～0.0014	0.01	
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	
	1, 1, 1 トリクロロエタン	0.0005 未満～0.001	1.0	
	1, 1 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.1	
市街地 (荒町、田町、 台町、八木岡 の一部)	トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.001 未満～ 0.013
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満～ 0.016	0.01	0.0005 未満～0.0088
	1, 2 ジクロロエチレン	0.004 未満	0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン		0.1	0.01 未満
	クロロエチレン		0.002	0.0002 未満
石島	トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.001 未満～0.001
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.0056～ 0.019
	1, 2 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.004 未満	0.1	0.01 未満
	クロロエチレン		0.002	0.0002 未満
久下田	トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	0.001～0.004
	テトラクロロエチレン	0.0005 未満	0.01	
	1, 2 ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04	0.004 未満
	1, 1 ジクロロエチレン	0.004 未満	0.1	0.01 未満
	クロロエチレン		0.002	0.0002 未満

数値：基準値超過の値

P. ほう素モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
鬼怒ヶ丘	ほう素		1.0	0.03～ 1.8

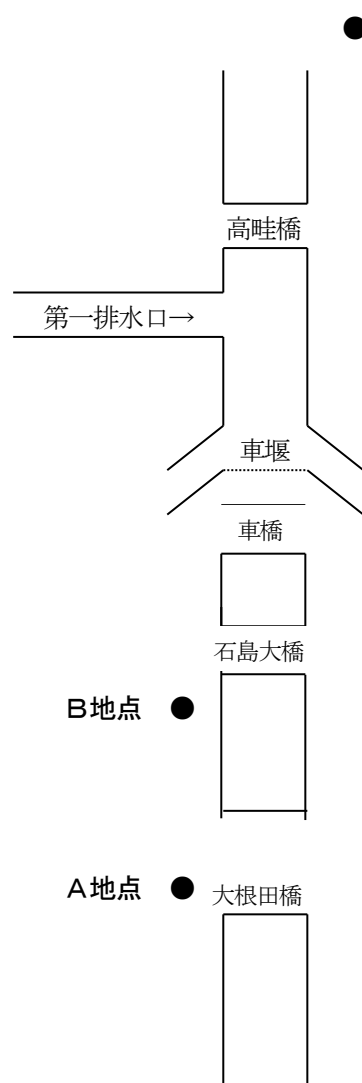
Q. 硝酸性窒素及び亜硝酸窒素モニタリング調査（継続監視調査）結果

単位：mg/l

モニタリング地域	検査項目	真岡市測定結果	基準値	栃木県測定結果
真岡・二宮	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2.4 ～ 15	10	8.0
宇都宮・真岡 (下籠谷)		—		11～12
古山		—		17
西大島		—		5.6
八木岡		—		9.8
西郷・下大田和		—		11

数値：基準値超過の値

図 2. 土壌・玄米調査の概要と結果



● C地点

◎農用地の土壌の汚染に係る基準

- ・土壌中のひ素 15mg/kg 未満
- ・土壌中の銅 125 mg/kg 未満
- ・玄米中のカドミウム 0.4 mg/kg 未満

A地点（大根田地区）

mg/kg

項目 地点	土 壤		玄 米
	ひ素	銅	カドミウム
水 口	0.67	4.2	0.1 未満

B地点（石島地区）

mg/kg

項目 地点	土 壤		玄 米
	ひ素	銅	カドミウム
水 口	0.84	4.2	0.1 未満

C地点（横田地区）

mg/kg

項目 地点	土 壤		玄 米
	ひ素	銅	カドミウム
水 口	0.69	3.2	0.1 未満

○基本施策 3-2 水、土壌・地盤環境の保全

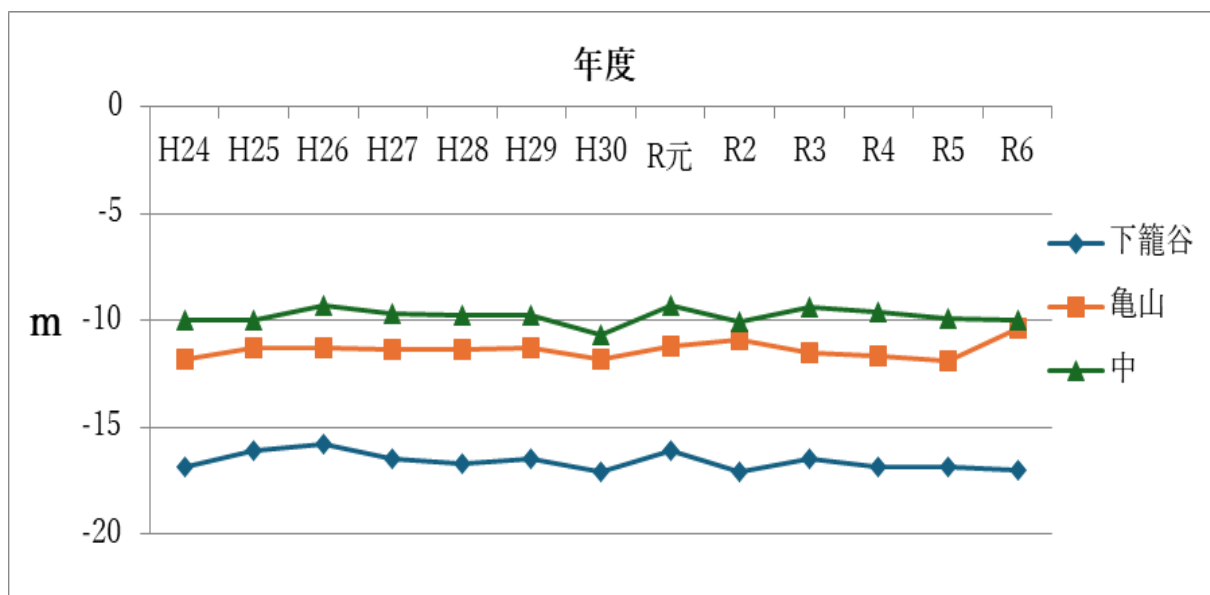
●施策 3-2-3 地盤沈下の防止

【施策の展開状況】

- ・地下水位の変化や地盤沈下に関する調査、情報収集を行い、適宜公表します。
 - ☛ 浅層井戸については、工業団地周辺を中心に 11 ヶ所調査しました。表流水をくみあげる浅層井戸は、降水量や水利用状況の変化を受けやすく 1 年周期で同じような変化を示しています。経年的には、いちばん外的要因の影響を受け難い渇水期の 3 月の水位で比較しており、全体的に横ばい状態です。
 - ☛ 深層地下水は、概ね深度 30m 以上の地下水を観測するもので、現在栃木県が市内 3 ヶ所（飯貝 478、松山町 22、物井 1180）で水位を測定しています。ここ数年は、ほぼ横ばい状態です。
- ・地下水揚水施設の届出制により、揚水量を把握します。
 - ☛ 栃木県は、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」により、一定規模以上の揚水施設について届出制を導入しています。

令和 6 年度の揚水量の報告数：97 件、揚水量：30,306,180 m³
- ・工業団地における地下水の利用状況の把握に努めます。
 - ☛ 工業団地での地下水の揚水量は、別表 R のとおりで、令和 6 年は 16,503 千 m³ と令和 5 年の 15,429 千 m³ と比較して 1,074 千 m³ 増加しました。

図 3. 浅井戸地下水位の経年変化（3 月）



R. 工業団地地下水揚水量

単位：千m³

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第 1 工業団地	4,089	3,975	4,240	4,210	3,910	3,508	4,157	2,465	4,022
第 2 工業団地	7,655	8,270	8,221	7,906	7,716	6,407	8,255	8,548	7,639
第 4 工業団地	904	935	925	905	922	171	837	793	832
第 5 工業団地	270	272	539	689	808	896	648	805	880
大和田産業団地	2,967	2,657	2,714	2,642	2,720	2,740	2,697	2,818	3,130
計	15,885	16,109	16,639	16,352	16,076	13,722	16,594	15,429	16,503

◎基本目標 3 健全な生活環境の中で暮らしアップ

○基本施策 3-3 騒音・振動・悪臭の防止

●施策 3-3-1 騒音・振動・悪臭対策

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標	平成 26 年度 基準	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 現状・評価	令和 7 年度 目標	担当課
騒音に関わる環境基準の 未達成箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所 評価：◎	0 箇所	環境課
工場・事業所の臭気に関わる 規制基準の未達成箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所 評価：◎	0 箇所	

【施策の展開状況】

・環境騒音、交通振動、悪臭に関する調査を実施し、その防止対策を図ります。

- ➡ 環境騒音については、道路に面しない地域 4 ヶ所と、道路に面する地域 10 ヶ所で測定しました。結果は別表 S のとおりであり、適合率 100% (14/14) でした。
- ➡ 平成 24 年度から市の事務となった自動車騒音常時監視面的評価では、国・県道など 8 路線、延べ 26.8km の道路端から両側 50m の範囲で調査を行い、昼夜とも環境基準を 98.7% 達成しました。
- ➡ 交通振動については、西小塙真岡線の荒町で測定を行い、昼夜とも上端値は道路交通振動の限度を下回りました。(昼・上端値：43 デシベル／限度値 70 デシベル、夜・上端値：36 デシベル／限度値 65 デシベル)
- ➡ 悪臭については、「悪臭防止法」に基づき、6 工場延べ 7 回(敷地境界 5 回、排出口 2 回)臭気の測定をしました。結果は、適合率 100% (7/7) でした。

- ・工場・事業所等の騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令の遵守等の指導、啓発を行います。
 - ☛ 工場・事業所等の騒音・振動・悪臭については、「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」「栃木県生活環境の保全等に関する条例」等で規制しています。平成23年3月からは、栃木県における「悪臭防止法」の規制基準が、特定悪臭物質に基づく濃度規制から臭気指数による規制に変更になりました。
- ・悪臭の発生源等への指導の強化、啓発を図ります。
 - ☛ 随時、指導等を行います。
- ・生活上の騒音・振動、ペットの鳴き声に関する啓発を行います。
 - ☛ ペットの正しい飼い方について広報誌等により周知するとともに、苦情があった場合には、飼育者に対して事実確認を行い、必要に応じて近隣に配慮するように啓発を行いました。

S. 環境騒音

	測定場所	類型	環境騒音値：Laeq、単位：デシベル	
			昼（基準値） 6：00～22：00	夜（基準値） 22：00～6：00
道路に面しない地域	下高間木	A類型	44 (55)	41 (45)
	さくら1丁目	A類型	47 (55)	37 (45)
	台町	B類型	42 (55)	31 (45)
	荒町	C類型	45 (60)	35 (50)
道路に面する地域	北関東自動車道 高勢町	A類型	48 (60)	44 (55)
	北関東自動車道 長田1丁目	C類型	57 (70)	52 (65)
	国道294号 さくら4丁目	C類型	64 (70)	61 (65)
	国道294号 下高間木2丁目	A類型	62 (70)	55 (65)
	国道408号 長田	B類型	68 (70)	64 (65)
	県道西小埜真岡線 荒町	C類型	59 (70)	52 (65)
	県道真岡上三川線 長田	B類型	64 (70)	60 (65)
	県道石末真岡線 荒町2丁目	C類型	58 (70)	50 (65)
	県道真岡那須烏山線 東郷	B類型	61 (70)	54 (65)
	市道371号線 並木町1丁目	C類型	57 (70)	48 (65)

◎基本目標3 健全な生活環境の中で暮らしアップ

○基本施策3-4 化学物質等への対応

●施策3-4-1 化学物質への対策

【環境指標】 (評価 ◎：目標達成、○：前年度より改善、△：前年度を維持、▲前年度から未改善)

指 標		平成26年度 基準	令和5年度 実績	令和6年度 現状・評価	令和7年度 目標	担当課
ダイオキシン類 の環境基準達成 率	河川水	100%	100%	100%※1 評価：◎	100%	環境課
	土壌	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	河川底質	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
	地下水※2	100%	—%	—% 評価：—	100%	
	大気※3	100%	100%	100% 評価：◎	100%	
工場・事業所のダイオキシン 類に関わる規制基準の適合率		100%	100%	100% 評価：◎	100%	

※1 令和6年度調査結果より（隔年調査のため）

※2 栃木県が調査実施しているが、令和6年度は実施せず

※3 栃木県が実施の調査（令和6年度測定値）

【施策の展開状況】

・ダイオキシン類について、工場排出ガス、河川、土壌等の測定を実施し測定結果を適宜公表します。

☛ 河川水調査については、五行川（車橋）、鬼怒川（砂ヶ原橋）、小貝川（小栗橋）、江川（すのこ橋）の4河川で調査を行い、すべて環境基準を達成しました。

☛ 土壌調査については、隔年調査のため令和6年度は実施しませんでした。令和5年度の調査結果は、真岡市根本山自然観察センター、真岡市鬼怒水辺観察センター、真岡市自然教育センターの3地点で調査を行い、すべて環境基準を達成しました。

☛ 河川底質調査については、隔年調査のため令和6年度は実施しませんでした。令和5年度の調査結果は、鬼怒川、五行川、小貝川、江川の4河川で調査を行い、すべて環境基準を達成しました。

☛ 地下水調査は、栃木県において測定が行われていましたが、令和6年度は実施されませんでした。直近の調査結果（令和2年度）は、0.037pg※-TEQ/Lであり、環境基準の1pg-TEQ/L以下を達成しました。 ※ 1pg は、1g の 1 兆分の 1

☛ 大気調査は、栃木県が固定発生源である工業団地周辺として真岡消防署真岡西分署で測定しています。調査結果は、0.021pg-TEQ/m³（平均値）であり、環境基準の0.6pg-TEQ/m³以下を達成しました。

☛ 工業団地総合排水口におけるダイオキシン類の調査については、第1・第4工業団地総合排水口で0.0011pg-TEQ/L、第2工業団地総合排水口で0.069pg-TEQ/L、第5工業団地総合排水口で0.099pg-TEQ/L、大和田産業団地排水口で0.000011pg-TEQ/Lと、工場排水基準値の10pg-TEQ/Lも、水質環境基準値の1pg-TEQ/Lもクリアしました。

・ダイオキシン類が発生する特定施設に対しては、公害防止協定による測定を実施し、関係法令の遵守や施設の適正管理の指導を行い、市民への健康被害を未然に防止します。

☛ 「ダイオキシン類対策特別措置法」による特定施設を設置しているA・Bの2工場で、工場排出ガスに含まれるダイオキシン類の調査を実施しました。A工場は排出基準値 $5\text{ng}\times\text{TEQ}/\text{m}^3$ に対して $0.36\text{ng}\text{--TEQ}/\text{m}^3$ 、B工場溶解炉は排出基準値 $1\text{ng}\text{--TEQ}/\text{m}^3$ に対して $0.0023\text{ng}\text{--TEQ}/\text{m}^3$ と、2工場とも排出基準に適合していました。 ※ 1ng は、 1g の10億分の1

・減農薬や化学肥料の適正利用について、啓発を行います。

☛ 施策3-2-2 参照

○基本施策3-4 化学物質等への対応

●施策3-4-2 放射性物質等への対策

【施策の展開状況】

・市内の空間放射線量率を測定し公表します。

☛ 平成23年8月から、市内各地区公民館5ヶ所（真岡西・山前・中村・大内・二宮分館）で測定を実施しています。平成23年度の測定開始時期に比べ、徐々に数値を下げながら、安定的に推移しているため、平成26年12月より月2回から1回に、令和5年4月より2ヵ月に1回に減らして実施しています。測定結果は別表Tのとおりです。測定値については、随時市ホームページで公表しました。

☛ 平成23年8月から、市域を2キロメートルメッシュに区切った46ヶ所の地点で測定を実施していましたが、徐々に数値を下げながら安定的に推移しているため、令和5年2月をもって測定を終了しました。

・水道水、地下水、下水汚泥、焼却灰等について、放射性物質濃度を測定し公表します。

☛ 空間放射線量率以外に、本市では水道水については、浄水場や配水場において年4回、山前・大内・中村・二宮地区の浅井戸で年2回（真岡地区は国で実施）、水処理センターの汚泥について年2回、それぞれ放射性物質濃度や空間放射線量率を測定しています。測定値については、随時、市ホームページで公表しました。

・放射性物質対策に関する国や県の動向などの情報収集に努めます。

☛ 市内の農産物については、栃木県において定期的なモニタリング検査を実施しており、その結果については、随時、市のホームページで周知しました。

T. 放射線量率（H28.4～R6.3）

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （平均値）

測定場所	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公民館館 （5ヶ所）	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06
2kmメッシュ （46ヶ所）	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	—※1	—

※1 令和4年度で測定終了。

測定高さ：50cm

測定器：HORIB PA-1000